

1 開会

事務局： 定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第3回京田辺市子ども・子育て会議を開催します。

2 会長あいさつ

会長：<会議の開会にあたり、あいさつ>

3 議題

(1) 小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定についてと (2) 令和4年度京田辺市特定地域型保育事業の利用定員の設定について

事務局：<説明資料＝資料3>

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定について、本会議のご意見を伺うもの。

資料の上段に記載のとおり、児童福祉法で市町村長が認可権者となる小規模保育事業所の認可をしようとするときは、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を、また子ども・子育て支援法では利用定員を定めようとするときは、合議制の機関の意見を聞くというように定められているところで、本件は法令に基づく意見聴取となる。

1番目の基本事項は、今回、認可をし利用定員を設定する事業所の概要ですが、事業種類は小規模保育事業A型。0歳から2歳児を対象とし定員が19人以下となる小規模保育事業はA型、B型、C型とあるが、A型は保育士の配置基準等が認可保育所と同等のものとなっているもの。

名称はニチイキッズたなべ保育園。所在地は京田辺市田辺針ヶ池15番2ヒラドツツジガーデン1階。JR京田辺駅の近くとなる。

設置者は株式会社ニチイ学館。開所予定日は令和4年4月1日。認可定員、利用定員は19人で、0歳児6人、1歳児6人、2歳児7人となっている。

次に認可内容。認可に際しての基準は、国の定める基準に基づ

き、京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例で定められており、下の表の左側が認可基準、右側がニチイ学館からの申請内容、一番右のところが市役所が行った基準に対する適合の適否となる。

まず、職員配置、保育士の配置は、認可基準は0歳児が園児3人につき保育士を一人配置するということで、3：1となっている。1・2歳児は6人につき1人となっており、これらに加えて1人保育士を配置するものとされている。

今回、ニチイ学館の小規模保育事業所に関しては、右側に記載しているとおり5人の保育士の配置が必要であるところ、6人が配置されることとなっているので、一番右側のところ、基準に適合している。

小規模保育事業所には調理員を配置する必要があるが、常勤1人、非常勤1人が置かれることとなっている。また、嘱託医と嘱託歯科医も既に決定しているので、いずれも基準に適合している。

次に設備等に関して、必要諸室として小規模保育事業所には乳児室又はほふく室、調理室、便所が必要となるが、いずれも整備されている。

また、保育室等に関しては、いずれも年齢ごとの園児数に応じた最低基準面積が定められており、いずれも基準以上の面積が確保されている。屋外遊戯場も満2歳以上児数×3・3m²の面積が必要。こちらも基準以上の面積が確保されている。

園の運営は、保育時間は1日につき8時間が原則とされているところ、保育標準時間が7：00～18：00の11時間、保育短時間が8：30～16：30の8時間となっている。

給食も園内の調理室で調理する自園調理。内部規定として、運営についての重要事項に関する規程も策定されている。非常災害対策は、保育室と遊戯室を2階以上に設ける場合は、耐火等に関して満たさなければならない上乗せ基準があるが、今回の園は1階ですので、該当はない。

最後、3ページは連携施設。小規模保育事業所は、国の基準上、保育内容の支援や卒園後、3歳になったときの受け皿となる保育

所、幼稚園、こども園等の連携施設を確保することとされている。

しかしながら、この基準は令和 8 年 3 月までは適用外とする経過措置が設けられており、ニチイ学館さんも現時点では連携施設を確保しておられませんが、今後確保に努めるということで、市も確保に向けて協力してまいりたいと考えている。

以上のとおり、今回の申請内容について審査した結果、基準に全て適合していると判断できますので、令和 4 年 4 月 1 日付けでニチイキッズたなべ保育園の開設を認可し、定員 19 人の小規模保育事業所として確認することについて、子ども・子育て会議の皆さま方のご意見を伺う。

会長： ご質問があればどうぞ。

委員： なし。

(3) 第 2 期京田辺市子ども・子育て支援事業計画に係る令和 3 年度の実績と評価・検証について（令和 3 年度中間報告）

事務局：<説明資料＝資料 4・5>

京田辺市子ども・子育て支援事業計画に掲載されている事業について、令和 3 年度の中間報告として報告するもの。

1 教育・保育の幼稚園、保育所（園）、認定こども園のうち、幼稚園と認定こども園の幼稚園枠について報告をする。

令和 3 年 5 月 1 日現在での入園者数は 787 人、それ以外に私立幼稚園にも 326 人が通っている。合計 1,113 人。この数値は計画の確保量内に収まっているので、待機児童は発生しておりません。

保育所（園）・認定こども園の保育所枠について、令和 3 年 4 月 1 日現在での入園者数は 1,407 人で、この時点では待機児童は発生していない。しかし、令和 4 年 1 月 1 日現在での入園者数は 1,456 人で、待機児童が 88 人となっている。

次に、2-① 時間外保育事業（延長保育事業）は、保育所で保護者の就労形態の多様化などになり、18 時以降も保育を必要とする児童に対し、時間外保育を行う事業のこと。

令和 4 年 3 月 31 日時点での年間利用者数は 673 人となる見込みで、希望者全員の利用ができている。

次に、2-② 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）は、保護者が就労などにより昼間、家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業のこと。

令和3年5月1日現在での登録児童数は970人で、学校施設の活用などにより、希望者全員の入会ができている。

次に、2-③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、保護者の疾病・疲労などの理由により家庭において養育を行うことが一時的に困難となった児童を児童福祉施設などにおいて一定の期間、養育または保護を行う事業のこと。

令和4年1月1日現在での利用者数は0人で、今後の見込みも0人となる見込み。予算的な枠は20人分を予算化しているので、希望があれば受け入れができる。

次に、2-④ 地域子育て支援拠点事業は、在宅の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業で、市内の8か所で実施している。

令和4年3月31日時点での年間利用者数は24,787人になる見込み。コロナウィルス感染症拡大防止のため、利用人数の制限（申込制等）を行っている。

次に、2-⑤ 幼稚園における一時預かり事業（預かり保育事業）は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望に応じて、園児を保育すること。

令和4年3月31日時点で年間利用者数は40,519人になる見込みで、利用者全員の利用ができている。

次に、2-⑥ 保育所、ファミリー・サポート・センターなどにおける一時預かり事業（一時保育事業）は、保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを、主に昼間、保育所（園）で一時的に預かる事業。

令和4年3月31日時点での年間利用者数は7,239人になる見込みで、日によってはキャンセル待ちが発生している。

次に、2-⑦ 病児・病後児保育事業は、児童が病中または病

気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所（園）・医療機関などに付設された専用スペースなどで看護師等が一時的に保育する事業。本市では2か所で実施をしている。

令和4年3月31日時点での年間利用者数は950人になる見込みで、利用者全員の利用ができている。

次に、2-⑧ 子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。

令和4年3月31日時点での年間利用者数は1,555人になる見込みです。すべての依頼を受けることができている。

次に2-⑨ 利用者支援事業、本市では「はぐはぐ」との愛称で呼んでいる。子どもまたはその保護者に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業。

令和3年4月1日現在での実績数は、特定型1か所、母子保健型1か所の2か所を設置している。

次に、2-⑩ 妊婦に対する健康診査、妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、①健康状態の把握②検査計測③健康指導を行うとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業。

令和4年3月31日時点での年間の受診票交付者数は507人、受診者数は888人になる見込み。希望者全員に対して母子健康手帳に「妊婦健康診査公費負担受診券または女性」を添付し妊婦健康診査費用14回分を助成できている。

多胎妊娠をされている方が妊婦健診を通常より多く受けられるよう、基本健診6回分、超音波検査3回分を助成できている。

次に、2-⑪ 乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業。これは、子育て家庭の孤独を防ぎ、乳児の健全な育児環境の確保を目的に生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て相談や支援に関する情報提供、療育環境などを把握す

る事業。

令和4年3月31日時点での年間の対象人数は523人、訪問実施数は509人になる見込みとなっている。

次に、2—⑫ 療育支援訪問事業。療育支援が特に必要な家庭に対し、その居住を訪問して療育に関する指導・助言などを行う事業。

令和4年3月31日時点の年間実施件数は80件、年間延べ訪問回数は211回になる見込みとなっている。

次に、2—⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業。施設によつては実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されている。日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業。

令和4年3月31日時点での年間実施件数は18件になる見込みで、全件、実費徴収に係る補足給付を行っている。

次に、2—⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、子ども・子育て支援新制度等の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所（園）・地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。このことから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行う事業です。

令和4年3月31日時点では実施件数は1件になる見込みとなっている。

次に、3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保。本市における、教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保を行う事業。

本市では、京田辺市子ども・子育て支援施策推進会議を令和2年9月16日に設置しており、令和3年度において会議を1回開催している。

令和3年度の実施状況は、各種の会議を開催し、本市における今後の就学前教育・保育事業を進める上で課題を抽出し、共有

等を図っている。

次に、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保のために関する事項は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があるところから、これを円滑に実施する事業。

①施設等利用給付の方法は、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮し、原則給付は年4回としている。特定子ども・子育て支援施設等に対して、資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期に配慮する。②子育てのための施設等利用給付の申請は、主に利用している施設に取りまとめを依頼し、利用者の利便性を図り、過誤請求や支払いの防止を図っている。③京都府の連携は、子育てのために施設等利用給付の適正な支給の確保のため、京都府との連携を図っている。

次に、5 新・放課後子ども総合プランに基づく取組は、留守家庭児童会の登録数児童数は970人、留守家庭児童会及び放課後子ども教室の一体型実施の開催箇所数は4か所、放課後子ども教室の実施箇所数は4か所となった。

次に、資料5「令和3年度における新型コロナウイルス感染症への対応と今後の対策について」は、各事業ごとに、令和3年度に実施した対策と今後の対応策をまとめている。

会長： ご質問があればどうぞ。

委員： 8ページのショートステイ事業ですが、令和3年度の実績人数が0人。たまたまなのか。理由は。

事務局： ニーズがなかった。

委員： 事業内容が変わったことではないのか。

事務局： 変わったことはない。

委員： 利用者がいないことは「幸せなこと」かもしれない。

委員： 利用したいのに、事業を知らないのであればそれは問題なので。
確認をしたかった。

会長： ちゃんと周知はしている。利用がなかっただけか。

事務局： ご相談があれば、案内する。

委 員： 今回、委員になって、こんな法律があるんだ、こんな制度があるんだ。私は妻に任せきりだったのでそうなっている。こういう取り組みも知らなかつたです。受け手の興味があるかとか、市のホームページを見ないと気づかない。

事務局： ご相談をいただければ案内をさせていただいている。

会 長： 子育てに関するLINEを発信していると資料に書いてある。若い世代に向けて発信は考えているということか。

事務局： 忘れがちな情報やもしもの情報が自動的に配信されるもの。

委 員： 松井山手の子育て支援センターがどこかの施設に移転するということだが、どれくらいの広さで、一日の受け入れ人数はどれぐらいか。短時間の一時預かりを実施する予定ということだが、一日何人の子どもさんを受け入れるのか。

事務局： 4月からプランチ松井山手の2階に移転する。現在とほぼ同じ大きさになっている。「はぐはぐルーム」を併設して相談窓口を作る。定員はコロナ禍でなければ12組ぐらいを受け入れられる広さはあるが、コロナ禍であれば半数程度になる。

一時預かりは保育所の一時預かりではなく、「はぐはぐルーム」での催し時や買い物時に短時間預かる。コロナ禍では予約をしていただき、午前・午後で2組ずつ預かる。

委 員： 地域子育て支援拠点施設ですが、コロナ禍で利用制限をかけられた。制限をかけた上で、ニーズと充足はどうなのか。

事務局： 予約制になって使える回数も限られる。ニーズは充足できないと思う。

会 長： ファミサポの件ですが、お試しファミサポの効果はあったのか。出張登録会の効果は。

事務局： このようなことがあることを知っていたくはできた。出張登録会は施設でやっていたが、来やすく来ていただくために進めてきた。近い方に来ていただいている傾向はある。

委 員： こんにちは赤ちゃん事業ですが、民生委員も名簿をいただいて訪問するのですが、なかなか全員の方にお会いすることはできない。市が全員の方に会ってもらっていて安心だなと思っている。続けていただければ。

(4) 第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画における令和4年度から取り組む新規事業について

事務局：<説明資料＝資料6>

第4次京田辺市総合計画まちづくりプランの分野別計画の体系ごとに令和4年度からの新規事業をまとめている。計画上の位置づけは、第2期子ども・子育て支援事業計画に掲載されている事業に近しい事業を掲載している。

資料の5ページ、「子どもの学習・生活支援充実事業」は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯に見られる「貧困の連鎖」を防止するため、当該世帯の児童・生徒を対象に学習支援事業を行う。併せて、居場所づくりや親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細やかで包括的な支援を推進する。従来は事業実施の拠点は、新田辺駅近辺の中部拠点のみだったが、令和4年度から事業の定員を増加させるとともに南部に拠点を設け、事業の充実を図るもの。

次に、6ページの「地域子育て支援センター松井山手での一時預かり事業」は、「地域子育て支援センター松井山手」を商業施設へと移転するとともに、買い物等をする際など短時間での子どもの一時預かりを実施するもの。

次に、7ページの「多目的ルーム（はぐはぐルーム）運営事業」は、地域子育て支援センター松井山手に併設する多目的ホールにおいて、妊娠から出産、子育て期において切れ目なくきめ細かい支援を行うため、子育てに関する講習会・親子教室等の実施や子育て相談を行うもの。

次に、8ページの「小規模保育運営支援事業」は、0～2歳児の保育ニーズに対応するため、株式会社ニチイ学館が新たに設置する小規模保育事業所「(仮称)ニチイキッズ たなべ保育園」の運営費用を補助するもの。

同じく8ページの「保育施設認可化移行運営支援事業」は、令和5年4月に小規模保育事業所への移行を目指す認可外保育施設「まゆあい」の運営費用を補助するもの。

次に、11ページの「市立小学校長寿命化事業」は、京田辺市学

校施設長寿命化計画に基づき、令和5年度に実施予定の田辺小学校北校舎と本館の長寿命化改修及び薪小学校の体育館部分改修の実施計画を策定するもの。

次に、13ページ「放課後児童クラブ運営補助事業の新規施設への補助」は、三山木地域において増加している留守家庭児童会へのニーズに応え、新たに児童の受入れを行う民間事業者に対し、事業費補助を行うもの。

13ページの「中学校給食施設整備等事業」は、令和2年11月に策定した「京田辺市中学校給食基本計画」に基づき、(仮称)京田辺市学校給食センターの整備を進めるものです。

会長： ご質問・ご意見があればどうぞ。

委員： 田辺小学校の件ですが、長寿命化工事を行うにあたって仮設校舎を校庭に作ると思うのですが、運動会とか体育の授業への影響やその影響を和らげるために何かあるのか。

事務局： 以前にも校庭に仮設校舎を整備したときには田辺公園多目的広場で運動会を行ったので、同様の対応になると思う。

委員： 普段の昼休みとかはどうか。物理的に我慢をせざるを得ないのか。

事務局： 校庭が半分ぐらいになる。代替えをしていくのかをしっかりと検討をしていく。

委員： 田辺幼稚園はどのような状況になっているのか。幼稚園敷地の開放は可能か。

事務局： 田辺幼稚園は7年度末で休園となっている。この工事中は田辺幼稚園がある状況で無理なこと。

委員： 中学校給食施設整備等事業ですが、現在の中学校はみんなお弁当なのか。

事務局： 基本、お弁当を持参となっているが、希望者は配達式の弁当を希望することができる。

委員： 令和6年度から完全給食ということだが、食育の重要性が事業概要に記載されている。給食を提供されると経済的な困窮対策とか家庭の支援にもなると思うが、給食にすることでの食育の効果はどうか。

事務局： 給食を提供する上で食育は大事なことだと思っている。具体的な内容は検討中になるが、食育の観点を踏まえ給食は実施される。

委 員： 京田辺の食材を使った給食になれば、色々な意味でいいかなと思う。ここで経済を回す。

顔が見える人から野菜をもらうこともある。鮮度もあり美味しい。京田辺に住みながら、自分たちが食べているお米って、プレンドされているお米を食べている。京田辺のお米を食べている人は少ないとと思う。小学校は有機農業のを使いたいというのはあると思う。市民として、そういう動きがあればいいなと思う。

事務局： 小学校の給食は各小学校で発注をしている。なるべく地元のものを使う。今回の中学校給食はセンター方式になるので、地元食材を使うのは理想だが、安定供給も大事になる。このバランスが検討課題となる。

会 長： 中学校給食は、特に困窮家庭にはいいこと。

委 員： 先日参加したセミナーで S D G s とか、2 0 5 0 年に地球はどうなるのとか、これから企業は再生利用、環境を破壊しないではなく、環境を取り戻すと言われている時代だと。地産地消は当たり前。輸送費がかからないのでカーボンニュートラル対策。ガソリンを使わない、二酸化炭素を出さない。そういう考えが基本になっていく。

ジャンクなフードばかり食べている子は、どうしてもキレやすいとか。ファストフードばかりを食べている子に、材料がちゃんとした食事ばかりさせていけば、結構、感情が穏やかな子どもたちになっていったと。

そういう意味では、食育で誰が作っているのかをイメージして、地産地消が大事だし、そういうことを公的機関は考えてやられた方が将来のために。そもそも自然として、人間として、経済よりそういうことを第一優先の考えた食育だったらしいなと思う。

委 員： 中学校の給食はどこが所管するのか。

事務局： 教育委員会の中学校給食準備室。4月からは学校給食課が設置され、小学校給食も担当する。

委 員： 私が農業に関わっていることもあって、例えば万願寺とうがら

しが採れるんですけど、京果に卸して東京に流される。地元で作っているけど、遠くに行っちゃう。ナスは給食に使っていると思うけど、芋や九条ねぎはどうなのか。農業をしている人からすると「地元の人に食べてもらいたい」というようにを聞く。農家さんにとって分かりやすい形があれば、流通も京田辺市内で変わってくるのではないか。農家さんも協力的だと思う。もう少し流通もできると思う。

事務局： 保育所の給食のお米はすべて京田辺産を使っている。普賢寺ふれあいの駅とか高船の加工センターから野菜や味噌を買って使っている。地産地消を心がけている。小学校はおそらく山城産のお米を使っている。

(5) 大住幼稚園の改築・こども園化について

事務局：<説明資料＝資料7>

第1回の子ども・子育て会議で整備計画の報告をさせていただいている。この間、設計を終え工事を発注した。

この事業は、北部地域の拠点となる市立幼保連携型認定こども園として整備、整備時期は「令和5年4月」としている。

幼保連携型認定こども園とは、幼稚園と保育所の両方の機能を兼ね備えて施設で、3歳以上であれば保護者が働いている・いないに関わらず子どもを受け入れて、幼児期の教育・保育を一体的に提供する施設。一つの施設の中に、「幼稚園」と「保育所」が共存しているイメージ。定員は184名を予定している。その内、幼稚園枠が105名、保育所枠が79名となっている。

こども園化によって実現することとしては、現在の大住幼稚園園舎は築後50年が経過している。この際、全面的に更新をして新しい園舎に建て替える。京田辺市立幼稚園は弁当を持参となっているが、給食を提供していく。

北部地域には公立保育所がないので、初めて公立保育所を整備することになり、地域の保育ニーズに対応をしていく。また、看護師を配置して、体調不良児対応型病児保育事業を提供する。現在、河原・三山木両保育所で実施している「一時保育事業」を提供する。

市独自のカリキュラムによる質の高い教育・保育を一体的に提供し、小学校への円滑な接続を図る。幼稚園枠・保育所枠と一緒に受け入れることにより、子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会を確保していく。

新園舎の概要は、大住幼稚園の場所に建てる。2階建てで、1階には職員室、厨房、0歳・1歳・2歳の保育室等を設け、2階には3・4・5の保育室、乳児ホール等を設ける。

会長： ご質問・ご意見があればどうぞ。

委員： 京都府警では施設の防犯診断ができるようにと防犯アドバイザーと契約をしている。このこども園でも防犯面が重要となってくる。専門の防犯アドバイザーが見ることによって、防犯面が上がるのであれば。活用していただければ。

既存の幼稚園、保育所でもアドバイスはできる。活用していただければ。

事務局： 多くの事件が起こる度に対応はしている。平常時は外から入れないように施錠をしている。来客時はベルを鳴らしていただき、カメラで確認の上、解錠する。今回のこども園もその考えを踏襲している。それぞれの入り口には防犯カメラを設置し、職員室から監視する。

会長： プロの目で見るのは大事。万が一、起こってからでは遅い。

委員： 不審者侵入訓練とできる。ご依頼をいただければ。

委員： 「さすまた」があれば、何人かで囲めば何もできなくなる。

委員： 不審者侵入訓練でも「さすまた」を使っている。

委員： 色んなところにあればいいなど。例えば、この会議室の会場にも。

委員： 職員室に配備されていると思うので。おっしゃったように各階にあれば。

事務局： 大阪の池田小学校の事件があったときに、防犯対策を強化しなければいけないということで「さすまた」と「ネットランチャー」等を配備した。当時は定期的に訓練をしていたが、今、訓練をしているかどうか不明。

委員： 訓練を実際された方が。

会長： 幼稚園・保育所・小学校では、防災訓練の実施は義務づけられているが。

委員： 護身術的なものを義務教育にあれば。

委員： 新しい園舎になった時に駐車場を整備されるということだが、人の流れが変わるとと思う。駐車場の入退場時の対策は。

事務局： 駐車場に誘導員を配置することにしている。

委員： 河原保育所では登降園児は車が多い。このこども園も前の道は広くないので、気をつけていただければ。

事務局： ご指摘のとおり、前面道路は広くないので、安全管理を進めていく。

委員： この道は結構、飛ばす方が多い。歩道とか、囲いがあった方がいいのでは思う。お金をかけるべきだと思う。

委員： この道は、時間で交通規制がある。そうすると、園の方が利用するのは難しいのか。

事務局： 前の道は交通規制がかかっている。保育所は車での送迎を認める。そのために、保育所枠の方で朝の交通規制の時間帯にかかる方のみ、警察にお願いをして、解除をお願いすることにしている。180人ぐらいの園となるが、全員がこの送迎用の駐車場を利用する訳ではない。限られた方しか利用できない。

なお、本市では小学校ごとに整備をしているが、大住幼稚園の学区は大住小学校と桃園小学校となっている。桃園小学校区から通われる方は宝生苑の駐車場を使ってもらっている。こども園になっても引き続き、利用していただく。

大住中学校から月読神社までは歩道があり、幼稚園から小学校までは歩道がない。今回の整備でこども園はセットバックして、歩道分を確保した。小学校の子どもたちが、道路に出ないようにしながら、そのまま学校に入れるように設計した。尚且つ、こども園の駐車場の車が子どもたちの動線を切らないようにした。

委員： 小学生が学校に入ってから、駐車場の入り口があるということか。

事務局： そのとおり。なお、駐車場の入り口までは歩道分広くなるが、それ以降は現状のまま。

(6) その他

事務局： 令和4年度幼稚園・保育所（園）。こども園登入所決定数については、市立幼稚園ではニーズが低くなっている。実際に運営をするクラスの数からの受入数695人に対して決定数が434人となっている。

公立保育所、民間保育園、認定こども園のうち保育所枠については、実際に運営をするクラスの数からの受入数1,574人に対して決定数が1,512人となっている。62人分が空いていることになる。

ただし、入所決定に至らなかった方は91人おられ、この方々を入所保留や潜在的待機児童数と言ったりする。この方々が、特定の保育所（園）を希望されることによる自己都合で入所を待つておられる方が大半となる。

事務局： 市立幼稚園・市内の保育所（園）・こども園の令和3年度の新型コロナウイルス感染陽性者の発生状況については、12月以降にかなり多くの子どもたちが陽性になっている。致し方なくクラス閉鎖・休園の措置を取った。この間の陽性者数は児童が130人、職員が53人、クラス閉鎖が105件、運営継続が78件となった。

会長： ご質問・ご意見があればどうぞ。

委員： コロナウイルスへの対応ですが、クラス閉鎖や運営継続の判断はどのように。かなり微妙なことも多いかと思うが。

事務局： 公立園は市役所内で検討会議を開催して、保健所が提供している濃厚接触者を割り出すシートを作成して、保健所に提出して、特定をしていただいている。

委員： 園医によって判断の違いが出る可能性があるだろうし、濃厚接触者の判断をする時に、保育所なら低年齢の子どもはマスクをできない。基準をしっかりと持ってされているかどうか。保健所が入ってアドバスされているのであれば、概ね問題はないのかと。

実際に病院で診療していると2歳以下で濃厚接触者と思ってもそうでないと。ちょっとブレている感じもあった。1・2月で爆発的に感染者が増えた頃、保健所も手一杯で、アドバイ

スも十分にできる余裕もなかった。

事務局： 園医がおられるので、発生すれば報告をしている。

デルタ株からオミクロン株に変わった頃が、どれぐらいの感染力があるか分からなかった時は徹底的に閉める方向に行きかけた時もあった。クラス閉鎖が続いたりや濃厚接触者に数回なる事態になると、保護者の対応も難しいがご協力をいただいている。

委 員： 小学校と中学校の判断は。

事務局： 基本、マスクをしていて、距離がとれておれば、なかなか濃厚接触者にはならない。小学校と中学校は、同じ方向を向いての授業や給食を食べる時も同じ方向、確実にマスクもできる。就学前と同じ手続きで判定をされている。

委 員： 田辺小学校は、当初、クラス閉鎖が多かった。最近になって、濃厚接触者がいないのでクラス閉鎖はしないに変わったのかと。判断の基準が変わったのか、学校の中で変わったのか。基準が動いているのかが気になった。

会 長： 学校の中での勝手な判断はないですよね。

事務局： はい。

委 員： 第5波までは肺炎が多かった。第6波のオミクロン株は鼻、喉で増殖をする。子どもがまき散らすことになり子どもの患者がかなり増えた。当初、分からなかった部分が分かつてきただので、やり方が少し変わったと思う。

鼻・喉で増えるのは風邪の増え方。気管とは違う物になる。感染の仕方に併せて対応をえていかないかもしれない。ノウハウが蓄積されているの、それが生かされるはず。

4 閉会

事務局： 本日の議事はすべて終了した。これで、令和3年度第3回京田辺市子ども・子育て会議を閉会します。